

与論町におけるさとうきび品目別経営安定対策への 対応

著者	北崎 浩嗣
雑誌名	奄美ニューズレター
巻	37
ページ	12-21
URL	http://hdl.handle.net/10232/17945

■研究調査レビュー

与論町におけるさとうきび品目別経営安定対策への対応

北崎 浩嗣（鹿児島大学法文学部）

1. はじめに

与論町では、23年産さとうきびは、台風2号、9号の被害で、24年産さとうきびも台風15号と16号で大きな被害を受け、生産量の縮減を余儀なくされている。製糖会社の操業日数も23年産は62日にとどまった。夏場にさとうきびに代わる適当な代替作物のない与論では、畜産に生産額では劣るものの、さとうきびは今でも重要な農産品目であり、その生産の衰退は、製糖会社にも、島経済にも大きな影響を与える。

1960年代から国は最低生産者価格で価格の下支えをはじめ、70年代にはその価格の飛躍的な引き上げでさとうきびブームが生じ、80年代以降、最低生産者価格は停滞したものの、さとうきび支援政策は農業保護政策と地域政策の両面の性格を持ちながら展開されてきた。しかし、今世紀に入ってから、さとうきび農家や製糖工場等の合理化・効率化、WTO体制下での国際規律の高まりにより、さとうきび対策も転換期に入り、2007年産からさとうきびの品目別経営安定対策（以下、さとうきび新制度とも呼んでいる）が実施される。これにより、さとうきびへの支援は、最低生産者価格による支援から市場価格にまかせながら直接支払い（交付金支給）による補填に変わることになった。

直接支払い制度は、支援対象の選定が重要な問題となるが、農水省は、基本的には収穫面積1ha以上という線を基準としている。平均収穫規模が63.6a（23年産時点）の与論では、その基準をクリアできない農家が多数出てくる。基準に達しない小規模キビ作農家が交付金対象の要件をいかに確保していくかは非常に興味深い論点である。

来間氏や新井などの沖縄農業研究者は、きびの生産を「担い手」に委ねるという方向は間違っている、新制度は大規模機械化生産システムを目指すものであり、沖縄農業の現場認識からすると一面的すぎるとしてこの政策に厳しい評価を下されている。一方、奄美笠利地区でこの政策をめぐる農家と地域の対応を分析した坂井氏は、規模要件は個人1haと大規模というほどではなく、規模要件以外の道もあり、必ずしも大規模機械化システムを目指すものとはいえないと、両者とはやや異なった見解を示されている（注1）。

確かに、沖縄本島に比すると経営規模で勝り、収穫作業の機械化が進展していた奄美では、この政策転換への対応は早く、この政策の政策誘導効果も出ている面がある。最も対応が難しかったのは経営規模が小さく、機械収穫率の低い与論ということになる。与論と沖縄本島では、平均収穫面積や収穫における機械化率などが近似しているため、与論の新制度への対応の検討は、この制度の評価に貴重な材料を提供する。以下、与論のA-5特例廃止に伴い、本則要件移行をいかに図ったかを探求してみたい。

2. 与論町の農業とさとうきび作

(1) 与論町の農業

与論町農業は、さとうきびを主軸とした肉用牛、野菜の複合経営が一般的である^(注2)。与論町の農畜産物生産額の内訳と推移をJAの共販実績から見たのが資料1であるが、内訳としては、畜産、さとうきび、野菜、花き、果樹の順となっている。畜産は、23年期中子牛が2249頭、成牛が141頭とほとんどが子牛の生産・販売である^(注3)。平成になってから順調に生産を増大させてきたが、生産額は平成20年をピークにやや減少気味である。平成18年度に約11.7億円を記録しているが、この時期は子牛単価が高かったことも影響している。野菜については、里芋、インゲンが主な作物で、それ以外にニガウリも約2400万円の販売額がある。里芋は、中国産の冷凍物との競争に苦戦もしていたが、現在でも2億円の販売額を誇る大事な農産物である。インゲンは、栽培に手間のかかる野菜だが、15年ほど前から鹿児島くみあい食品との契約出荷が始まり安定した生産が続いている。契約出荷額は販売額の9割弱である。花きは、ソリダゴ、スプレーギク、トルコギキョウなどで、平成10～11年に共販額のピーク(約2.7億円)を迎える。共販額は、その後低落しているが、個販(個人出荷)の比率が増大しており、町の調査で23年期中は約5115万円とされており、全体的な生産量はほぼ横ばいとみられている。果樹については、23年期中の共販額・個販額で、360万円・900万円のアテモヤ、356万円・225万円のドラゴンフルーツ、26万円・1140万円のマンゴーがある。このように、花きと果樹については、個販の割合が高くなっており、資料1の数字に配慮が必要である。しかし、共販実績によって算出された与論町農畜産物生産額は、3年連続で20億円を割りこんでいる。さとうきび反収の低下、子牛単価の低迷、青果物の共販率の低下などがその主な要因である。

資料1. 与論町の農畜産物生産額の推移(JAあまみ与論営業本部共販実績)(単位:億円)

	H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
さとうきび	5.99	7.27	5.46	4.38	4.13	6.59	6.96	5.75	6.37	3.72
畜産	8.19	8.97	10.04	10.61	11.67	11.11	9.18	7.80	7.53	8.38
野菜	3.51	3.66	3.09	3.71	3.57	3.71	3.26	3.75	3.42	3.21
里芋	2.14	2.22	1.86	2.31	2.30	2.47	1.89	2.54	2.20	1.90
インゲン	1.01	1.14	0.98	1.25	1.12	1.13	1.24	1.06	1.10	1.07
花き	1.47	1.25	1.17	1.28	1.45	1.21	1.25	1.13	1.19	0.82
果樹	0.02	0.04	0.04	0.07	0.10	0.07	0.08	0.06	0.05	0.07
合計	19.18	21.18	19.79	20.05	20.91	22.70	20.74	18.49	18.56	16.17

(注) 原資料の数字の単位は百万円で、本資料の数字は十万円台を四捨五入している。

(出所) 与論町産業振興課資料『与論町の農業』より、著者が加工。

以上のように、生産額ベースでは、すでに子牛出荷額が最も多く、さとうきびは基幹作物の地位を失っているように見えるが、資料2に見るように、さとうきびの作付面積のシェアは、総作付面積の53%を占めており、その存在は今でも大きい。なお、畜産に必要な飼料畑のシェアが、約4割に達しつつあることに留意されたい。

資料2. 作物別生産額・作付面積のシェアの推移

	H5	H10	H15	H20	H23
さとうきび	53% (81%)	39% (65%)	34% (60%)	34% (53%)	23% (53%)
畜産	21% (5%)	31% (21%)	43% (30%)	44% (37%)	53% (39%)
野菜	20% (12%)	17% (12%)	17% (9%)	16% (9%)	19% (9%)
花き	6% (2%)	13% (2%)	6% (1%)	6% (1%)	5% (0%)

(注) 数字は、生産額のシェア、() 内の数字は、作付面積のシェア。畜産の作付面積は飼料畑。

(出所) 資料1に同じ。

(2) 与論町のさとうきび作の推移

資料3にある過去20年間の与論町のさとうきび作関連指標から、与論町さとうきび作の推移を見てみたい。生産農家戸数は、20年間でちょうど3割減、作付面積は約38%減少している。漸減傾向は依然継続しており、特に反収の低下、不安定さがこの10年間顕著である。長期干ばつが原因の17年産と18年産、台風による23年産と10年間で3度も(予想として24年産も)、反収が4万tを割り込んでいる。台風や干ばつの被害が直接的要因であるが、機械収穫率の上昇が反収の低下に影響を与えているとみられる。また、多回株出しの増加、肥培管理作業の不足等も要因にあげられている。

資料3. 与論町のさとうきび作関連指標

(単位: 戸、kg、ha、円、t)

年	4/5	5/6	6/7	7/8	8/9	9/10	10/11	11/12	12/13	13/14
農家数	1083	1039	1018	1011	1004	953	949	962	964	967
生産量	44,392	41,865	39,129	43,458	26,820	35,637	41,031	43,605	34,020	32,701
面積	778	725	698	676	677	583	590	591	603	603
反収	5.71	5.77	5.61	6.43	3.96	6.11	6.95	7.38	5.64	5.42
年	14/15	15/16	16/17	17/18	18/19	19/20	20/21	21/22	22/23	23/24
農家数	941	926	923	920	864	791	795	783	761	759
生産量	29,288	34,590	26,430	21,033	19,806	30,521	32,165	26,637	28,597	17,753
面積	583	562	565	545	527	524	489	492	497	483
単価	20,462	21,008	20,654	20,808	20,837	21,597	21,664	21,569	22,197	20,933
反収	5.02	6.16	4.68	3.86	3.76	6.31	6.58	5.41	5.76	3.68

(出所) 与論町産業振興課「年次別製糖実績表(データ)」より。

(3) 与論町のさとうきび作の特徴

資料4~7は、与論のさとうきび作の特徴を示すデータである。その特徴は、生産規模、栽培型・株出回数、栽培品種、機械化率などに顕著にみられる。

資料4に、1戸当たりの収穫面積を島毎に示してみた。大島地区は112.5aで、喜界島が192.8aで最も大きく、与論島が63.6aと最も小さくなっている。2007年産から始まるさとうきび新政策の交付金要件の収穫面積は個人農家で1戸当り1haであるから、与論島では要件に満たない農家への対応が重要な課題となってくる。

資料では、1戸当り生産額、生産量で熊毛地区と大差が付いているが、例年熊毛地区の反収が大島地区より高いものの、23年産の反収が大島地区で例年になく低かったことが影響している。

資料 4. さとうきび作農家 1戸あたりの産出額、収穫面積、生産量 (H23 年産)

	熊毛地区	大島地区	奄美大島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島
1戸当り生産額 (万円)	147.2	91.3	57.2	190.0	89.5	88.3	49.0
1戸当り収穫面積 (ha)	117.8	112.5	96.7	192.8	111.9	109.6	63.6
1戸当たり生産量 (t)	71.7	43.1	26.7	88.1	42.5	41.3	23.4

(出所) 鹿児島県農政部農産園芸課『平成 23 年度さとうきび及び甘しゅ糖生産実績 (平成 23/24 年産)』より。

資料 5 で、夏植え、春植え、株出の比率、また株出回数の比率を示した。これでわかるように、熊毛地区はほとんど春植えであり、大島地区では春植え比率が高い徳之島、夏植え比率が高い喜界島、沖永良部島と両者は拮抗している。与論島は、春植え比率が高いが、それよりも株出の比率が 74% と最も高くなっていることに注目される。さらに、株出回数が 1 回、2 回にとどまらず、3 回、4 回以上の比率も高いのも特徴的である。

資料 5. さとうきび栽培型別面積の構成 (株出回数も含めて) の特徴 (H23 年産) (単位: %)

	熊毛地区	大島地区	奄美大島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島
夏植え	1	18	17	37	8	30	6
春植え	30	21	22	11	26	16	20
株出	69	62	61	51	66	54	74
株出回数 1 回	40	53	56	69	49	57	38
2 回	36	31	24	26	34	32	29
3 回	20	12	17	4	13	9	22
4 回～	4	4	3	1	4	2	10

(出所) 資料 4 に同じ。

栽培されている品種の比率を示したのが資料 6 であるが、これについては資料 5 の栽培型別面積構成と関連している。干ばつや台風の被害、病害を防御し、高糖度を実現するための品種を追及し、奨励品種も選定されている。

全国のさとうきび栽培品種として最も多いのが農林 8 号 (NiF8) であるが、早期高糖性で多収、病害にも強く、脱葉性が良く収穫作業が容易であるというメリットを持っている^(注 4)。熊毛地区ではこの品種が主流で 84% を占めている。

一方、大島地区では農林 8 号から農林 22 号 (Ni22) や農林 23 号 (Ni23) に転換しつつある。奄美では、農林 8 号で糖度が十分でない地域、株出収量が低い地域に農林 22 号を奨励品種として県は採用した。特に干ばつや台風の被害が多い与論では、F177 から Ni17 へ、最近では茎の伸長に優れ、夏季の干ばつでも一定の収量を期待できる農林 23 号が伸び

ている。農林 23 号は奨励品種となり、与論では 3 分の 2 以上が農林 23 号になっている。

資料 6. 品種別収穫面積にみる与論町のさとうきび作(H23 年産) (単位:%)

品種名	NiF8	F177	Ni17	NiTn18	Ni22	Ni23	その他	計
熊毛地区	83.6	0	0	2.0	13.8	0	0.5	100%
大島地区	40.6	2.3	0.4	0.1	23.9	18.3	5.5	100%
与論町	13.3	5.2	5.8	0	1.7	68.9	5.2	100%

(注) 数字は、夏植え、春植え、株出を含める全ての収穫面積での構成比である。

(出所) 資料 4 に同じ。

収穫作業の機械化状況については、資料 7 で示した。平成 23 年度砂糖年度で、機械収穫率(面積)は熊毛地域で約 4 分の 3 の 74.6%、大島地区で 87.1%となっている。徳之島、沖永良部島では約 9 割がハーベスタによる収穫である。一方、与論島では手刈と機械収穫の比率は半々である。それでも 2006 年産時では、機械収穫率は約 20%であったので、ここ数年の機械収穫率の上昇は著しい。また、ハーベスタの種類は、喜界島で中型が総収穫面積の 3%強で使用されているのみで、あとは全て小型ハーベスタによる収穫である(注 5)。

ハーベスタ台数は、保有台数ではなく稼働台数で示した。与論の 10 台は、補助事業導入によるが 4 台、リース事業導入が 1 台、自己資金が 5 台である。

資料 7. 収穫作業の機械化状況とハーベスタ導入状況 (H23 年産)

	熊毛地区	大島地区	奄美大島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島
人力(面積)	25.4	12.9	16.4	17.3	7.2	9.7	49.3
(数量)	(24.2)	(14.7)	(16.0)	(19.1)	(10.0)	(10.1)	(50.4)
機械刈(面積)	74.6	87.1	83.6	82.7	92.8	90.3	50.7
(数量)	(75.8)	(85.3)	(84.0)	(80.9)	(90.0)	(89.9)	(49.6)
稼働台数	100 台	311 台	25 台	60 台	168 台	48 台	10 台

(注) 台数とは、ハーベスタ導入台数のことである。他の数値の単位は%である。

(出所) 資料 4 に同じ。

3. 2007 年(平成 19 年)産から始まるさとうきび品目別経営安定対策とその変容

(1) さとうきび品目別経営安定対策

周知の通り、2007 年産から WTO、EPA 等国际規律の強化に対応可能な制度として、さとうきび対策に転換が図られ、さとうきび品目別経営安定対策が登場する。新制度では、これまでの糖価調整制度の基本的枠組みは維持するものの、最低生産者価格を廃止し、市場動向を反映した取引価格+国による直接支払い・交付金支給という制度(最低生産者価格+強化対策費→取引価格+交付金)とした。この転換は、地域の担い手を中心とした生産組織や農作業受委託組織を育成し、法人化を促進すること、さらにさとうきび生産者と国産糖製造事業者に最大限の合理化を要求し、それを前提に政策支援を実施する目的から

なされたということになっている^(注6)。

さとうきび生産農家の手取り価格は、旧制度の中で、1987年から2006年にかけて、トン当たり20,410円～20,490円で、旧制度最後の2006年産の20,470円の内訳は、最低生産者価格の20,110円＋農業経営特別強化対策費360円であった。

国内糖業から支払われる品代である「取引価格」と、交付金支給対象者に国から支払われる「交付金（経営安定対策）」に分けられるさとうきびの品目別経営安定対策の新制度下での農家手取り価格は、2007年産 20,702円（原料取引価格4,382円＋経営安定対策16,320円）、2008年産 20,621円（原料取引価格4,301円＋経営安定対策16,320円）、2009年産 21,445円（原料取引価格5,125円＋経営安定対策16,320円）、2010年産 22,292円（原料取引価格5,972円＋経営安定対策16,320円）、2011年産 22,292円（原料取引価格5,972円＋経営安定対策16,000円）となっている。平均としてみるならば、16,000円台の交付金により、旧制度と同程度の農家手取り価格となっている。問題は、その交付金支給の対象となれるかどうかである。

（2）交付金対象要件とその改正経過

交付金支給の対象要件は、成立当初は、以下のようになっている。

- ①認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織（面積要件なし）（A-1）
- ②1ha以上の作業規模を有する者、4.5ha以上の作業規模を有する組織（A-2）
- ③上記のほか、（i）一定の作業規模を有する共同利用組織に参加している者（A-3）
（ii）①②に該当する者、一定の作業規模を有する受託組織・サービス事業体に基幹作業を受託している者（A-4）。
- ④地域の実情に配慮し、受託組織等が存在しない地域についての特例を設定（A-5）

こうして、①をA-1、②をA-2、③（i）をA-3、③（ii）A-4を、特例をA-5と呼ぶようになる。特例のA-5は、受託組織が存在しない地域で、担い手の育成を目的とする組織に参加する者に与えたまさに特例で、2009年産までの3年間の猶予を与えた条項である。また、2009年（H21）産から、受託農家としてキビ作以外の認定農業者も認められ、2010年産からは、特例A-5の廃止に伴い、これまでの基幹作業（耕起・整地、株出管理、植付け、収穫）に加えて、防除と中耕・培土が追加された。さらに、共同利用組織の範囲が拡大され、基幹作業への防除の追加も伴い、2010年（H22）産からは、防除による共同利用組織の立ち上げで本則要件への移行を図る地域も出てきた^(注7)。共同利用組織の構成員の特例組織に所属しているものの共同利用を行っていない場合でも、3年以内に基幹作業にかかる作業機の共同利用等を開始するための推進計画を初年度に作成していれば構成員とみなすという条項も助け舟となっているのである。また、A-3、A-4の者で共同利用又は受託に供した実面積は、2013年（H25）産までは当該対象者の作付面積の3分の1以上、2013年産からは2分の1以上とされていたが、2012年の台風等による被害で、延期される公算が強くなっている。

（2）与論町の交付金対象者の推移

与論町は、新制度発足当初、A-5特例が79.7%と8割を占め、本則要件移行をいかに図るかという大きな問題を有していた。ちなみに、制度スタート時のA-5比率は、鹿児島県

で29.2%、沖縄県で62.9%である。また、与論の特例最終年度のH21年産でも、与論のA-5比率は43.6%で、鹿児島県全体の18.9%と比較するとかなり高い。A-5特例の要件者をどういった形で救済するかは町・JAの大きな検討課題であったろうが、資料8にみるように、与論では、H21年産で基幹作業の受委託によるA-4を339人にし、さらにH22年産ではA-5特例の337人のほとんどをA-4へ移行している。基幹作業の受委託で、特例農家をA-4へ移行させることで、対応したことが分かる。次に、その時の基幹作業の中身を分析してみたい。

資料8. 与論島の要件区分対象者（割合）の推移 (単位：人、%)

要件区分	与論町				
	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
A-1	44 (5.7)	53 (6.7)	52 (6.7)	61 (8.0)	57 (7.6)
A-2	113 (14.6)	106 (13.5)	45 (5.8)	43 (5.7)	26 (3.5)
A-3	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
A-4	0 (0.0)	0 (0.0)	339 (43.9)	654 (86.3)	667 (88.9)
A-5	618 (79.7)	627 (79.8)	337 (43.6)	—	—
合計	775 (100)	786 (100)	773 (100)	758 (100)	750 (100)

(出所) 資料に同じ。

資料9. 基幹作業別受託面積及び受託生産者数の推移

(H21年産) 収穫～受託者数7人(受託組織等で7人)、受託面積135ha
(H22年産) 収穫～受託者数8人(A-2で1人、受託組織等で7人)、受託面積171ha(A-2は1.4ha) 中耕培土～受託者数6人(受託組織等で6人)、受託面積19ha 防除～受託者数7人(A-2で1人、受託組織等で6人)、受託面積36ha(A-2は0.15ha) 耕起・整地～受託者数12人(A-1で2名、受託組織等で10人)、受託面積55ha(A-1は12.8ha)
(H23年産) 収穫～受託者数17人(A-1で2人、A-2で1人、受託組織等で14人)、受託面積201ha(A-1は1ha、A-2は0.9ha) 中耕培土～受託者数8人(A-1で1人、受託組織等で7人)、受託面積33ha(A-1は0.4ha) 防除～受託者数10人(A-1で1人、受託組織等で9人)、受託面積64ha(A-1は0.9ha) 耕起・整地～受託者数17人(A-1で7名、受託組織等で10人)、受託面積42ha(A-1は9.7ha)

(注) 受託面積は、大部分が受託組織等のため、受託組織等以外の内訳を記した、また全体面積はha以下四捨五入して簡略化した。

(出所) 農畜産業振興機構の資料を著者が加工。

資料9では、基幹作業の受委託の作業内容が示されている。与論では、これまで、収穫、中耕培土、防除、耕起・整地の4作業の受委託が実施されており、株出管理、植付けの作業委託はされていない。

平成21年産から本格的な収穫作業の受委託が実施されている。受託面積も135haに及び、これにより、339人がA-4要件者となったとみられる。与論のさとうきび収穫面積が500ha弱と考えると、受託面積の割合は高く、町・JAの本格的な対応が実施されたことは間違いない。平成22年産では、収穫作業の受委託面積が171haと伸長をみせる一方、中耕培土(19ha)、防除(36ha)、耕起・整地(55ha)が加わった。収穫作業以外の他の基幹作業にも何らかの対応が図られたことがうかがえる。平成23年産になると、収穫作業の受託面積は201haと増大し、受託者数も17人と大幅に増えている。他の基幹作業の受託面積は、中耕培土(33ha)、防除(64ha)でほぼ倍増し、耕起・整地(42ha)は、やや減少している。比率でいえば、平成23産で収穫作業59%、中耕培土9.7%、防除18.8%、耕起・整地12.3%となり、やはり収穫作業が中心で、防除、耕起・整地、中耕培土の順となっている。

受託者については、A-1(認定農業者)やA-2(営農組織)に受託されるケースもあるが、受託組織等がほとんどで、受託面積でみればさらにそうである。この組織について、次節で紹介する。

4. 要件確保のための与論町の対応

(1) 与論町糖業振興会

与論町では、さとうきび新制度の発足に伴い、町、JA、製糖会社等で糖業振興会を設置し、受委託作業を推進することによって対応する道を選択した。ちなみに、平成23年度は、与論町500万円、JA300万円、製糖会社500万円と、栽培農家の負担(t当たり30円)、干ばつ対策費約53万円による約1500万円で運営されている。

さとうきび新制度への対応に当たり、最初は共同利用組織での対応も検討されたようである。共同利用組織の検討の中で、共同作業の責任者に誰になるのか不明確なこと、各集落で人材が確保できるのかという課題につきあたり、最終的に受委託作業での対応が選ばれたようである。

まず、資料8の2009年産でA-4要件者が339人となったのは、町の糖業振興会が収穫機械の導入等によって受委託体制が拡充したからである。次に、2010年産からのA-5特例廃止に伴い、収穫だけでなく、防除、中耕培土の受委託作業を推進させるようになった。その経緯については、鹿児島県農政部生産園芸課の「鹿児島県における担い手育成の取組状況」(2011年2月)で、次のように書かれている^(注8)。

「(平成23年1月13日)関係機関担当者による検討会を開催し、共同利用組織の構成員の特例を活用せず、新たに基幹作業に追加された『防除』『中耕・培土』の作業受委託へ誘導することで確認。また、町糖業振興会がサービス事業体として作業受託の中核的役割を担い、島全域をカバーすることで確認。」

このように、与論町では、共同利用組織の設置ではなく、作業受委託、それも防除、中耕・培土の作業受託を中心とした本則要件移行を確認している。機械導入の見通し等を考慮すると収穫作業の受委託だけによる要件確保には限界があり、防除、中耕培土を含めた

受委託作業の推進が必要だったとみられる。

資料 10 で、糖業振興会が実施している受託作業の料金表を提示している。糖業振興会は、中耕作業で 3 種類、防除についてはチンチパック防除を資料の料金で受託作業として行っている。なお、防除については 23 年度で打ち切りとなったようである。収穫作業については、糖業振興会が仲介・斡旋をし、受託作業の生産組織として与論町ハーベスタ連絡協議会が行うことになる。収穫作業の受託料金は、1 トン当たり 5200 円（トラッシュ込み）で、島統一の料金となっている。

資料 10. 糖業振興会の受託料金

作業名		受託単価	備考
中 耕	① 2 連ロータリー	4600 円/10 a	3 月～5 月
	② ミニトラクター	6100 円/10 a	3 月～5 月（畔幅が 120 cm 以上必要です。）
	③ 耕耘機	6100 円/10 a	3 月～5 月（原則、手刈りほ場対象です。）
防 除	④ チンチパック防除	約 3500 円/10 a	スミチオン乳剤 1000 倍 4 月～6 月（農薬代含む）

（出所）与論町産業振興課からの資料より抜粋。

5. 結びに代えて

以上、与論町のさとうきび作の特徴を示しながら、さとうきび品目別経営安定対策の下で、与論町が交付金要件確保のために選択した道のみてきた。与論町では、特例移行の様々な議論の中で、オーソドックスな作業受委託型の A-4 を選択した。それも、収穫作業に加え、中耕培土、防除を町の受託組織に担わせるという方式であった。

さとうきび新制度に生産者・粗糖製造者両方の合理化・効率化という本来の目的はあるものの、農水省はさとうきび作の現状と照らしながら交付金要件を規定せざるを得ない。これまでの交付金要件の微妙な修正は、政策当局が現実対応を図らざるを得なかった証でもある。交付金の本則要件移行に際して、各産地が要件の幅を最大限に利用しながら、要件移行を図るのは当然である。しかし、島毎の営農類型に合わせて、合理化・効率化の推進に向かわねばならない。与論では、新制度の導入、深刻化する生産農家の高齢化の中で、農作業の受委託はますます推進されるとみられる。狭隘な農地利用、さとうきびを中心とした肉用牛、野菜の複合経営の中で、さとうきびの機械化をどういった形で推進するのがいいのかは、与論キビ作の将来にとって重要なテーマである。

（注 1）さとうきびの品目別経営安定対策についての先行研究には、来間泰男「さとうきび農業の動向と『直接支払い』－沖縄畑作地帯－」『日本農業年報』通号 33、農林統計協会、2007 年 3 月、新井祥穂「沖縄におけるサトウキビ関連政策と農家の対応－新価格制度への考察－」『農村と都市を結ぶ』2006 年 12 月、坂井教郎「さとうきびの経営安定対策をめぐる農家と地域の対応」農林業問題研究/地域農業経済学会編『地域農林経済学会』46（1）（通号 178）2010 年 6 月などがある。

（注 2）与論島の経済と農業について記した調査報告書に、来間泰男「与論町の経済と農業」『地域研究シリーズ NO2 与論・国頭調査報告書』沖縄国際大学南東文化研究所、1981

年がある。

(注 3) 与論町産業振興課『与論町産業（農業・水産）の概要（平成 24 年度）』p5。本節の数字はこれに大きく依存している。

(注 4) 松岡誠「さとうきび新品種『農林 22 号』、『農林 23 号』」農畜産業振興機構 砂糖類情報（2007 年 2 月）などを参照。

(注 5) 与論島の機械化の現状と課題については、宮部芳照「鹿児島県（与論島）における機械化の現状」農畜産業振興機構、砂糖類情報、2007 年 6 月を参照のこと。ハーベスタだけでなく、小規模キビ作の与論島で必要な機械化の検討課題について詳細に論じられている。

(注 6) 制度の詳細については、北崎浩嗣「さとうきび品目別経営安定対策と交付金対象条件」鹿児島大学法文学部紀要『経済学論集』第 80 号、2013 年 3 月を参照のこと。

(注 7) 南海日日新聞 2012 年 2 月 16 日付記事では「JA あまみ天城事業本部によると、天城町内で約 900 人が 10 年産で A-3 要件に追加された『地域一斉防除参加』で申請した』とある。

(注 8) 鹿児島県農政部生産園芸課「鹿児島県における担い手育成の取組状況【事例 2】防除、中耕・培土の作業受託を中心とした本則要件への移行（与論島）」（2011 年 2 月）から抜粋。